

市W e b ページ広告掲載事業募集要領

1 事業目的

この事業は、市公式ホームページ（以下「市W e b ページ」という。）のトップページに民間企業等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化及び新たな財源確保等を行うことを目的とする。

2 広告媒体

市W e b ページのバナー広告

3 広告の枠数と場所

(1) 掲載枠数 1 5 枠

(2) 掲載場所 市W e b ページトップページのフッター上部の左から申込順に掲載
(U R L : <https://www.city.tagajo.miyagi.jp/index.html>)

4 掲載広告の規格

市W e b ページ広告掲載事業仕様書参照

5 広告掲載基準等

多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領の規定に適するものとする（市W e b ページ参照）。

6 掲載期間

広告の掲載期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1 か月を単位とし、広告掲載日からその月の末日までとする。

(2) 1 か月以上連続して掲載することを可能とするが、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

7 広告掲載料

広告掲載料は次のとおりとする。

(1) 広告掲載料は、1 枠当たり月額 3, 0 0 0 円とする。

(2) 広告掲載料は、広告を掲載した日の月から発生するものとする。

(3) 広告を掲載した日が月の初めではない場合、掲載料は日割りしないものとし、1 月分の掲載料が発生するものとする。

8 申込者の資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成 1 5 年多賀城市告示第 2 6 号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく再生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしてい

ないものであること。

(4) 市税等の滞納がないこと。

(5) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱告示第 1 1 6 号第 2 条第 1 項第 4 号から 6 号までに該当する者でないこと。

(6) 多賀城市広告掲載要綱、多賀城市広告掲載基準及び多賀城市広告掲載基準の細目に関する要領の規定を遵守すること。

9 広告主の責務

(1) 広告主は、広告内容及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。

(2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(4) 広告主は、本事業を実施することにより生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

10 申込方法

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）から順次受付（掲載限度枠に達した時点で締切り）

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式 1） 1 部

イ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式 2） 1 部

ウ 市税等に滞納がないことを証する書類（直近 1 年分） 1 部

※多賀城市内の事業者については、税務課で発行する「完納証明書」を提出してください。

※多賀城市外の事業者については、所在地の自治体において「完納証明書」等を取得し提出してください。

エ バナーファイル（掲載予定のデータをメールにより提出）

(3) 受付及び問合せ先（担当課）

〒985-8531

多賀城市中央二丁目 1 番 1 号

多賀城市総務部地域コミュニティ課広報広聴係

電話 022-368-2092（係直通）

メール koho@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 受付方法

上記受付場所に直接又は郵送（期限内必着）、メールで提出（電話、FAX 等による受付は行わない。）

(5) 広告掲載に係る手続等

ア 申込者は、広告掲載を希望する月の 15 日前までに、上記 10 (2) の書類等を担当課に提出する。

イ 申込者は、広告掲載に当たって市から広告内容等の一部を修正することを求められた場合は、広告掲載を希望する日の 10 日前（休日又は祝日の場合は、その

前日の開庁日)までに、必要な修正を行い担当課に提出する。

ウ 市は、受付時に提出された書類により掲載内容の審査を行い、掲載の可否を別途通知する。また、広告掲載を可とする場合、市は、広告掲載料の納入通知書を付して申込者に市ホームページ広告掲載通知書(様式3)により通知する。

エ 申込者は、上記ウに規定する納入通知書により、市が指定する期日までに広告掲載料を納付する。

11 広告掲載期間の延長手続

申込者は、申込書兼誓約書に掲げる掲載希望期間を延長して広告の掲載を希望する場合、掲載終了日の15日前(休日又は祝日の場合は、その前日の開庁日)までに、担当課に市ホームページ広告掲載延長届(様式4)を提出するものとする。市は、広告掲載期間の延長を可とする場合、広告掲載料の納入通知書を付して申込者に市ホームページ広告掲載延長通知書(様式5)により通知する。

12 広告の削除等

市は、広告が次に定めるいずれかに該当するときは、広告主への催促その他の手続を経ることなく、広告掲載の一時中止又は広告を削除できるものとする。

(1) 市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) その他、市Webページへの広告掲載が不適切だと判断したとき。

13 広告掲載料の還付

広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

14 免責事項

広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当該事由による広告掲載料の返還、損害の補償等を行わないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピューターへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

15 その他

(1) 提出された書類の返却は、行わない。

(2) この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、総務部地域コミュニティ課長が別に定める。